

天皇条項と戦争

天皇条項（あるいは国民主権）、戦争の放棄、そして基本的人権という三本の柱から日本国憲法は成る。天皇条項については憲法論議ないし学説史的に「国民主権」の含み方が注目されるものの、戦後の七十年かけて国体の変更（天皇主権から国民主権へ）を完成したと見るのが歴史だろう。

明治憲法（大日本帝国憲法）と現行の日本国憲法とを比較すると、前者に見られる（かな書きとし、濁点を付す）、

第十一条 天皇は陸海軍を統帥す

第十二条 天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む

第十三条 天皇は戦を宣し和を講し及び諸般の条約を締結す

が、後者で削除されるばかりか、その第七条を見ると、

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

とあって、その具体的内容はへ一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。二 国会を召集すること。三 衆議院を解散すること。四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。五 国務

大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。七 栄典を授与すること。八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。九 外国の大使及び公使を接受すること。一〇 儀式を行ふこと。と定められるから、大日本帝国憲法の天皇条項からの大きな変更であつて、そのことの徹底として、天皇の国事行為から「戦争」を奪うばかりか、「日本国民」にもそれを認めないとする第九条の趣旨がある。

繰り返すと、古典的な、宣戦布告を含む戦争が原理的にできなくなったとはいへ、大日本帝国憲法の天皇から日本国憲法の天皇へと、権能を大きく書き換え、象徴天皇制と化すことの延長上に、旧天皇から国事行為としての戦争を奪つて第九条で徹底させるといふ、日本国憲法の第一条〜第八条と第九条とがセットになつていて、一〜八のつぎに九が来るといふ順序には分かりやすさがある。前文を想い出そう、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言」して、この憲法は確定されたと。前文での、唯一、戦争に言及する箇所としてある。

注意点としては、被占領下であるにもかかわらず、この憲法にはそれ（＝占領）を匂わせる文言がなく、国民主権の独立国家であることで徹底されている。国民主権であるに伴い、天皇は国民総意の象徴であるとされた（第一条）。再び繰り返すと、第一条〜第八条によつても、文法上は「天皇は……」「天皇は……」と、天皇が主格であるにもかかわらず、日本国民が戦争をできないように規定されているうえに、第九条は前文におなじく「日本国民は」という主格へとつて返し、第十条「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」、第十一条以下の基本的人権の条項へと緊密につなが

つてゆく。

旧憲法の兵役の義務(第二十条)と戦時下にあつて天皇大権が優先する条項(第三十一条)とが削除されることは言うまでもない。

しかし、それらが削除されるだけではどこか足りないような気がする。

三

近代における戦争の起源

戦争が憲法論議に必然的に行くとは、国民主権にしろ、あるいは君主主権にしろ、一般に戦争と結びつくことによつても、逆に日本国憲法が戦争放棄を宣言することによつても、よく理解できることとしてある。

憲法が一般に戦争の三要素である(虐殺・陵辱・掠奪)にふれない(=禁止しない)ことは、おどろくばかりというか、それとも戦争であるからにはおどろくにあたらないと考えるべきか。従来、憲法論議から外されてきた実質がここにあると言える。しかし日本国憲法が戦争放棄を宣言したことには、その起源である(虐殺・陵辱・掠奪)にふれ始めたと見るならば、多大な評価を与えることができるかもしれない。戦争放棄とは(虐殺・陵辱・掠奪)を禁止することなのだと思ふ。

古代からの憲法（聖徳太子には仏教的道徳的な教えとしての十七条憲法がある）は措いて、近代的な憲法になると、新たな戦争の起源が仕組まれているということではなからうか。数えるならば、民族や人種、宗教、階級（有産／無産）差別などを視野にいれなければならない。われわれの学生時代の学習に上部構造と下部構造と称したのは、いまや何が上部構造で何が下部構造か、まったく分からなくなった時世であるものの、〈虐殺・陵辱・掠奪〉を下部構造とするならば、民族や人種、宗教、階級差別は近代意識のうちに前近代から再編されて浮上し、イデオロギー化された上部構造なのではなからうか。不動のノモスというより、高度の意識にのぼせて、学習を繰り返すならば可変の域へと組み入れることのできる、上部構造（と言っていけなければ再上部構造）なのではないかと思われる。

とするならば、基本的人権を守るとはどういうことか。名目か、実質かを問う必要があるにせよ、戦争が引き起こされる理由に、人権の擁護、人権を闘いとるというスローガンがつけねにあったし、現にあるとすると、そこに注意を向けなくてよいのか。戦争の近代的な起源とどうすべきか、基本的人権もまた戦争に参加するのではないかと注意を凝らす必要がある。

憲法の第三の柱である基本的人権の条項はいまやかなり難解になってきたと言える。基本的人権と戦争とのあいだの隔壁はそんなに高くないと言わば可。基本的人権が合衆国憲法（発効 1788）、フランス革命の人権宣言（1789）以下、二百年かけて、とは近代から老近代へかけて、各国のあらゆる憲法に書き込まれる獲得物であるとは、一面で戦争となじみやすい性格の条項群であることを見落とせないのではなからうか。

フランス大革命は数十万人の死者を出した戦争でもある（革命という美名はそれとして）。人権を守

ると称することが近代的な戦争の起源に連なると見ぬかれる必要がある。合衆国憲法やフランス人権宣言の起草者ならば、これらの人権を守る一環としてわれわれの戦争があると称して憚らないことだろう。

研究し、想像する権利

みぎに述べかけた旧憲法の「臣民権利義務」に見ると、居住、逮捕監禁、裁判、信書、信教、言論、著作、集会、結社、請願、そして納税は、さらに兵役を「日本臣民」に求め(第二十条)、戦時や国家事変に際し天皇大権を優先させること(第三十一条)と、とどこおりなく併存させる。基本的人権と戦争とをあわせ持つ近代国家での憲法の在り方として、明治憲法(大日本帝国憲法)の一貫しない整合性は言うをまたないことになる。

日本国憲法が明治憲法の改正点として、最高の特色であるはずの、基本的人権をのこして戦争を放棄するという要諦は、前者について大きく拡張し、後者に関して削除すれば済むというような、いわば消極性によってよしとするつじつまあわせだったのだろうか。

新憲法の「第三章 国民の権利及び義務」が第十条く第四十条におよび、文字通り条理を尽くしていることはそのとおりだろうが、戦争を放棄する条項とそれらが表裏の関係にあり、戦争を放棄して人権を守るという守勢でなく、それ以上のこと、人権を研究し、新たに想像することは可能かという、そこからさきは世界に類のない提案として置かれていると見られる。

言い換えれば、近代が戦争を背景にして人権を獲得してきた限界への挑戦がここにあるはずであり、ほかでもなく日本国憲法がそこまで踏み込んだということを確認する必要がある。たとえばということで言うと、「思想及び良心の自由」(第十九条)は「これを侵してはならない」とする規定に踏みとどまることなく、非戦と表裏の関係にある思想および良心の自由であること、そのために「兵役の義務」が積極的に排除されたことを確認し、そのことを研究し想像する権利にまで行かなければ徹底しないと思われる。

基本的人権と言って不足ならば、別の新たな命名が必要かもしれない。基本的研究権としての想像の原理を樹立させる必要がある。教育が不可欠の柱となることは見通されてよい。

改正論議のなかで、第九十七条を削ろうとする動きがある。新憲法の「第十章 最高法規」がなぜ第九十七条(基本的人権の本質)、第九十八条(最高法規、条約及び国際法規の遵守)という二条(第九十八条はさらに二項)を有しているのか、なぞに近いことのように思われているのだろうか。けっしてなどなのでなく、戦争を放棄して基本的人権の本質がなお生きられるかどうか、日本国憲法が人類にとり未知の試練であることをつよく訴えたと見られる。

「憲法草案要綱」(憲法研究会)

ここから高野岩三郎、鈴木安蔵らの「憲法草案要綱」(いわば日本国憲法の前段階)を見よう。一九四五年九月二十二日、一台のジープが憲法学者鈴木安蔵の仮寓する鹿島理智子宅に止まる。下りて

きたのは都留重人（経済学）を案内役とする、ハーバート・ノーマン（一九〇九—一九五七）。日本生まれの、安藤昌益の研究でも知られる（岩波新書に『忘れられた日本人』上下がある）、カナダの外交官。かれは鈴木に憲法改正を着手させるべく訪ねてきたのだ。

明治憲法の急進的な、きわめて重要な研究者でありながら、二度にわたる弾圧（治安維持法違反による投獄と執筆禁止）によって、鈴木は昭和十二年（一九三七）以後、〈大東亜共栄圏〉構想を受けられるようになり、終戦直前には、火野葦平らとともに陸軍西部軍（九州）の報道部にあり（火野の『革命前後』〈一九六〇〉に「安岡金蔵」という名で登場する）、深い挫折感とともに東京に仮寓していたところを、誘われて憲法研究会に参画することとなる。高野、杉森孝次郎、森戸辰男、室伏高信、岩淵辰雄、馬場恒吾らとともに新憲法の草案づくりを奔走する（鈴木は憲法学者として全体をまとめる立場にある）。その目的は明治憲法の根本的改正、つまり表面的には改正で中身は国民主権化にあった。

鈴木の見いだした植木枝盛の「日本国憲法」「日本国々憲案」（『明治文学全集12』筑摩書房、一九七三）が大きく影を落としており、そこにはこうある。

日本国々憲案

第四十四条 日本の人民は生命を全ふし、四肢を全ふし、形体を全ふし、健康を保ち、面目を保ち、地上の物件を使用するの権を有す。

明治憲法で採用されず、新憲法で復活する、

日本国憲法

第二十五条① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障、及び公衆衛生の向上、及び増進に努めなければならない。

〈生存権〉らしき条項も、「憲法草案要綱」に見られる。森戸辰男（衆議院議員に当選していた）がこれを日本国憲法の条項にすることをつよく主張したと言われる。

憲法草案要綱

一、国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有す。

吉野作造、そして鈴木らによる明治時代の憲法近代化の研究は、平和憲法を戦後社会にもたらすために多大な力をふるった。数多い民間私案、とりわけ植木枝盛による草案、五日市憲法などを先駆とし、日本近代がもたらした世界的な憲法制定の一環としてある。

「憲法草案要綱」に〈戦争放棄〉の条項が見られないことに対して、疑問視する意見があるかもしれない。再び戦争の惨禍をもたらささないという、終戦直後の要請を大前提に新憲法の構想に取り組む憲法学者らにとって、〈戦争放棄〉の言をあたかも故意に書きいれるごときは思いも寄らないことだったと見たい。かれらの憲法研究会としては〈戦争放棄〉について何の主張もなかった。と

いうより、「平和の確立なくして」人権保障その他民主主義の発展が不可能であることは「会員のなかからも強く力説されたところである」と鈴木にはある（『憲法制定前後』青木書店、一九七七）。

一、国民は民主主義、並びに平和思想に基づく人格完成、社会道徳確立、諸民族との協同に努むるの義務を有す。

は日本国憲法の前文に生かされる。

さらなる、それらの延長に新たな非戦的人権を構築するところまでゆく使命が日本国憲法にはある。非戦的人権という語をここに提案したい。

女性と子供

昭和二十五年（一九五〇）には朝鮮戦争（動乱、6・25戦争）が勃発する。これは私ども、学童たちにとっても衝撃であった。終わった太平洋戦争は完全に過去になったはずであり（と教えられてきた）、学童たちは二度と戦火のない社会をこれから生きてゆく、とそう教えられ、「新しい日本社会の将来はきみたちの双肩にかかっているのだ」と、教師たちから言われつづけて育つ。教師たちは学童たちにそう言うほかにすべがなかったらう。

毎週の朝鮮半島での戦況が担任の教師による「社会科」の授業となる。朝鮮戦争の衝撃は日本社

会でのいわゆる特需景気をもたらし、米国のアジア政策の一環として日本の独立国化がうながされ、昭和二十八年（一九五三）のサンフランシスコ講和条約に結びつく。紅白の菓子が学童たちの机に配られると、日本は再び脱亜入欧の文化をたどってゆくことになる。アジア諸国を低く見ようとする社会の傾向は、東西冷戦の西側へと日本が位置づけられてゆくことと表裏の関係としてあった。（「特需」は私どもの使えない語として記憶される。）

一九五三年の日本独立国化とともに出された、いくつかの書物がある。一度、ふれたことのあるこれらの本だが、禁書にしたいほど中身に希望がなく痛々しい。①『基地の子』（清水幾太郎・宮原誠一・上田庄三郎、四月）、②『基地日本』（猪俣浩三・木村禧八郎・清水幾太郎、五月）、③『夜の基地』（神崎清、九月）など、類書はなおたくさんあるであろう。子供たちの証言をあつめながらの著作で、あるいは子供たちを救えとの思いから書かれたとある。

③に、おどろくべきことが見られる。終戦の二日後の八月十七日、東久邇宮稔彦内閣が成立し、翌十八日には、内務省警保局長から庁府県庁あて、無線通牒で、外国駐留軍慰安施設等整備要領というのが発せられている。「性的慰安施設／飲食施設／娯楽場……、営業に必要な婦女子は、芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯等を優先的に之を充足するものとす」。占領軍の上陸まえに施設を用意してしまえ、という下達であった。「優先的に」とあるように、命令の出所である副総理から「日本の娘を守ってくれ」と、警視総監へ依頼があつた、と神崎は書いている。

朝鮮戦争に出兵する兵士たちの性的基地となるに至って、さらに事態が加速されたのではない。私は奈良市において、いまの平城宮址あたりに歓楽街が忽然と生じ、女性たちが米兵とたわむれながら歩くさまに、戦後という現実を子供ながら受け取らざるをえなかった。大阪に上陸して、米

兵は休暇が終わるとまた戦場へ向かうらしかった。そういう女性（パンパンと言った）よりも、女性たちを集めてくる男性（ボン引き）のほうが数は多かったとも聞く。

子供たちと女性とをまさに文字通りの「犠牲」として戦争が進行するさまに、たしかな本性としての残酷さがある。

戦争学の帰趨

二〇一四年八月以後の国連での統計では、五千人の男が虐殺され、七千人近い女性と子供たちとが、奴隷としてらちされたという。奴隷？ らち？ 言葉が慎重に選ばれて報道されなければならぬとしても、写真家、林典子のヤジデいの女性（ラマ、十五歳）からの取材は正確な表現だと思う（『サンデー毎日』二〇一五・六・一四）。「私と友人はイスラム国兵士に無理やり貫われ、結婚をさせられました」。逃げ出したものの、見つかってモスルへ引きもどされ、五ヶ月にわたり監禁され、鉄棒で殴られ、食事を与えられず、レイプが繰り返される。らちされた十二歳以上の独身女性の九割がレイプの被害に遭う。「春になると家族とシンジャル山にピクニックに行くのが楽しみ。……まさかそこで虐殺が行われるなんて」（ラマ）……

私とて、戦争「論」や反「原発」を書きながら、戦争学になかなか行き着けない、途方に暮れる足取りのなか、死刑、人身犠牲などの陰惨な数千年と切り離しえないそれとようやく納得する。虐殺と、陵辱と、それに掠奪とを、それらのどれがおもだというのでなく、まったく三点セットとし

て、繰り返すと、男を虐殺し、女を出産要員として確保し（その変形につぐ変形が陵辱、みぎの言い方では「結婚をさせられました」）、無論、いっさいを掠奪する行為として、人類の初期からあったという、なきけない結論ということになるけれども、戦争学の始まり（死刑学でもある）として提示することしよう。

『湾岸戦争論』を、そして『言葉と戦争』を書いてきた私にとって、それらはかならずしも（戦争とは何か）を説明し終えたのではなく（分からないことが多いからこそ書きつづけるのだが）、あるいは日本の〈原発〉（原子力発電）に対する、ある種の戦争を考察する『水素よ、炉心露出の詩』（桑原茂夫の解説による）を書いたあとになって、〈戦争の起源〉〈戦争の本性〉——いわば未完の戦争学——への断片めく解決が、ようやく見えてきたという思いに駆られる。